

# 『電子政府・電子自治体と士業認証局』

インターネット行政書士協議会 行政書士 葛西彰

## 1. はじめに

完成された『商品』を見て或いは触れてみて、その出来栄を論じることは容易であるが、その形成過程で商品の有益性や安全性を見抜くことはなかなか困難な作業であります。

日本行政書士会連合会(以下日行連)は、その形成過程のかなり初期段階から、行政書士制度において取り組まなければならない最重要課題として、行政情報化或いは電子政府・電子自治体というまだ未完成の商品に傾注してきました。

ベリサイン社オンサイトを利用しての認証局の設置は、その一つの試みでありました。いち早く、電子空間における士業者の認証と真正な書類の流通を予定して、『日行連認証局』を立ち上げたのであります。1998年10月という当時それは、早熟な少年のようなデビューでありました。

そうした先取的取り組みと同時に、士業者の行政手続きの電子空間における役割を考察するとともに、政府の行う電子申請・電子調達に関する実証実験に参加し、(申請者から見た)行政手続きの電子化についても、問題点を提起してきたところであります。

この間、いわゆる「電子署名法」が施行され、また総合行政ネットワーク構想が現実化してきました。電子空間に、巨大な行政ネットワークが誕生しつつあります。この空間で、国民が安全で便利な行政として信頼し、良好な関係を築くことが可能であるかどうかは、システムの技術的・制度的な検討が重要であります。と同時に、士業者など行政と国民の間に位置して、実際の手続きに関与する職能者に、積極的な評価が与えられ活用されることが大切なのではないかと思われます。

国民にやさしい電子政府は、法律と技術そして利用者の視点を加えることで命あるものになるのではないのでしょうか。これまでのところ、利用者の声を取上げる場も機会も多くは無かったのではないかと感じます。画一化されていることが便利と考えるか、多様性を持つことが便利か、或いは価値を見出すかは、国民利用者の声を聞いてみないと分かりません。行政書士は、新規事業の参入など許認可事務を通じて経済行為とも密接に関わってきました。痛感するのは、これらの申請手続の煩雑さがひとつの参入規制ともなっており、とくに新規申請者は、省庁の指導下に入る扉の前に立っている国民なのであるから、できるだけ分かり易いものである事や専門家の力を借りて申請したい場合は、その選択も可能とする多様性が必要ではないかと思われます。

また、システムの構築に当たっては、利用しやすいように各省が別々のシステムをそれぞれ立ち上げるのではなく、一定の標準化は必要と考えます。構築にあたっては、広く国民の声を採用することが何より大事であり、政府と国民の関係が、21世紀には、与え

る = 従う から共に築く = 共有する ものへと変わらなければならないと思われま

す。がしかし、漸くインターネット環境になったばかりの多くの国民に、電子政府へ提言できるかといえ

ば、それはなかなか難しいことでもあり、真の利用者国民に成り代わって誰かが提言することが求められるわけ

です。そのもっとも身近にいる法律職の意見を広く採用し、又電子的代理行為に対して、実務上の環境を整えることは電子申請の導入を円滑にし、さらにその良好な環境を維持することに、大きく寄与すること事と思

います。代理人制度を、積極的に認めていくことが、電子政府へと切り替えていく際に生ずる国民の戸惑いや混乱を軽減することであると思われ

ます。先行三省(総務省・経済産業省・国土交通省)は電子申請汎用システムにおいて、「代理システム」を検討課題として取り上げています。代理システムが現実

に採用されるかどうかは別として、土業者の代理は民法代理と共に電子申請を行い得ない国民が存在し、その救済として必要なことはもとより、利用される(アクセス頻度の高い)電子政府・電子自治体とするために、或いはアクセス以前のもう一つの安全を図る「弁」の働きも無視できないのではないかと思われ

ます。現在日行連は、特定認証局としての新認証局を設置し運用を開始しました。さらに政府BCAとの接続を進めています。本稿では行政書士の取り組みを中心に触れながら、行政と民間の『情報の流通』とも言える電子申請のあり方についても一行政書士の視点から述べてみたいと思

います。完成された『商品』によってもたらされるものは、国民企業

の生活や商業活動において大きな影響があることは免れません。できるだけ豊かな効果を内包する電子行政が誕生するよう、他の改革(行政改革や司法改革)と共に、強い関心を示し提言し行動することが土業者の責務ではないかというのが本稿の意図するところであり

## 2. 土業者を取り巻いている現状から

リアル空間では、土業者は「紙」によって様々な行政手続きを申請者(申告者等)に代わって行っています。例えば、税申告を行う税理士、登記を行う司法書士、社会保険手続きを行う社会保険労務士、特許手続きを行う弁理士、そしてその他の行政手続き全般を行う行政書士等の土業者がいます。これらの土業者は、行政が特に認めた資格者としてそれぞれの土業法の定めるところにより、その業務を行って

います。土業者は、関係省庁と緊密な情報交換を行いつつ、それぞれ電子上もこれらの行政手続きを行うための制度作り、環境づくりをスタートしています。その根幹となるものは、紙を用いて行われてきた手続きを、デジタル文書に置き換え、インターネットを利用して流通させるということであり

ます。すでに民間文書においては、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係

法律の整備に関する法律」において、民間に交わされる文書で提出義務を課しているものを、電子文書においても同様の効果を満たすものとして一括制定しています。

行政側の文書については、少し遅れたが、現在いわゆる「オンライン化法案」として国会に上程する準備を総務省が進めてきています。この予稿がサイトに掲載される頃には、閣議決定されているかもしれません。この中で、行政書士の部分については、行政書士法改正案として組み入れられようとしています。以下は、その条文案とされているものです(正案は閣議での決定を待ちます)。

## (業務)

### 第一条の二

行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第十九条第一項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

これまで紙の書類作成について、士業者はそれぞれ独占規定を設け、資格者でないものは、行えないことを定めてきました。がしかし、電子文書においては、これらの規定が適用されないことから、改正をしようということになります。電子申請においては、こうした規定が適用されないとすれば、誰もが手続きを行い得ることになり、独占性は担保されず、手続きを行う適格性に疑問のあるものも行い得るし、また守秘義務なども課されない者が、手続きを行うことは個人情報保護の点でも大きな問題があります。

これらの法改正は、行政書士のみではなく、士業全体が対象とされています。行政書士のほかに、「税理士」「社会保険労務士」「海事代理士」が予定されており、「司法書士」「土地家屋調査士」については、法務省との調整を待って、いずれ近く改正されることになると思われます。

このように、電子申請による手続きも、リアル空間と同様に士業者が行い得るよう、法律や制度の改正が行われようとしています。仮にそのような環境が整ったとしても、さらに解決しておかなければならない問題があります。それは士業者の電子空間における認証ということになります。

ドイツでは、電子署名法において属性認証を行っているが、我が国の署名法はそれを認めていない。属性認証を行うためには、CRL(証明書失効者リスト)の定期的な更新が伴わなければならないと思われるが、そのような機能を恒常的に保ちつづけるのは、利用者動向をリアルタイムで掌握できる限定的な認証局に限られる。例えば、士業認証局において、会員登録が抹消されているのに、しばらく有効な電子証明書を持ちつづけるとすれば、そ

れは大変危険なことであります。

電子空間において、士業者の認証がどのように行われるべきか、その現実的解決は、電子政府・電子自治体のみならず、国民生活や経済活動においても大きな影響があると思われます。

### 3．士業者認証の必要性など

電子空間において、これらの国家資格者をどのように認証していくかその方法は、いくつかの方法が考えられます。

ア．資格者を管轄する省庁の設置する認証局による認証。

イ．既存の認証局による認証制度を利用しての認証。

法務省商業登記認証の利用、  
民間認証サービスの利用、など

ウ．士業団体による独自認証局の設置による認証。

エ．その他

その他としては、士業者だけではなく、医師や整備士など国家資格者全体を認証する機関の設置などが考えられるが、行政の縦割り制度や、資格者の認証を行いうる根拠が明白ではないから、実現性は薄いといえます。

しかし、認証局の設置、維持や将来予測されるＩＣカードの発行にかかる経費負担など、資格者自身にその負担を一方向的に強いることが妥当かどうかなど、考慮すべき点は残ります。

行政書士の認証については、はじめに述べたように、１９９８年１０月、日行連認証局としてスタートし、その概要と目的とするところは、私が縷々述べるよりも、日行連機関誌に当時掲載された以下の文章が上手くまとめられているので、ご紹介することでご理解いただけるものと思います。

～電子空間における行政手続の流れと代理人の必要性～

日行連認証局が発行する電子証明書は、インターネットの世界で、通信の安全を確保する手段を提供するとともに、証明書保持者の本人特定を行い情報発信者である代理人の責任を明示することで依頼人の権利利益の保護を図り、併せてその個人の属性である行政書

士資格を証明する機能をもちます。

政府は、平成10年11月9日に高度情報通信社会推進に向けた基本方針を公表し、「高度情報通信社会の構築は、公正有効競争の下、民間主導を進めることを原則とすべきである。」ことを明確にして、「情報通信関連技術の発展が非常に速いため、電子商取引に関するルールの形成やガイドラインの作成、情報通信関連技術のデファクト・スタンダードの形成に見られるように、市場で自律的に形成される規律が、従前政府が果たしてきた制度整備を迅速かつ有効に代替するケースもある。このため、民間部門が、こうしたルール形成において果たす役割は今後一層大きくなると考えられ、従来以上の主導性をもって事業活動を行っていくことが期待される。」と述べています。

私たちの業界が行ってきた行政庁の動向を見ながら事後的に対抗していた従来の手法では、情報革命の流れから取り残されます。インターネット通信の世界は、手軽で瞬時に情報を交換できるため、その利用者は急速に拡大してきていますが、反面、通信の盗聴や改ざん、本人確認の問題があります。

電子証明書は、公開鍵暗号方式という技術を用いることにより、送信データの安全性、原本性を担保することが可能となります。

規制緩和の流れの中、よりオープンな環境の下に行われる電子的行政手続の普遍化に対応するには、迅速かつ柔軟な対応が必要であり、新たな業務形態を模索するためにも、先んじた対応を行っていく必要があることは論を待ちません。

さらに電子手続において具体的なシステムが構築された時点において、行政書士業務に適應させる修正は不可能と考えられます。行政庁の電子システム化の動きを敏感にチェックし、対応できる体制を整える必要があります。また、建設省のインターネット受付は、S/MIMEによる申請でしたが、郵政省ではカオスメールという方式で、各省庁バラバラのシステムになる可能性が大です。これでは、省庁ごとのシステム対応が要求され、負担軽減ではなく、負担大となるところから、統一的なシステム構築を要請する必要があります。各省庁に対して、このことを発言できるのは、すべての官公署を業務対象としている行政書士会において他にはないともいえます。

同様に私たちは代理人署名等の申請代理人の電子的位置付けを具体的に提起する必要がありますが、わが国で唯一のオープンな認証局を運用する日行連の主張は、一般論あるいは机上の議論ではなく、先駆者としての経験に裏付けられた現実的・積極的な問題提起を可能とします。

行政書士は行政手続の職能者として、国民の申請する権利が電子申請という新しい行政システムでも保証されるよう、申請者の声を代弁することも重要で、国民の申請権擁護者としての役割を發揮することが期待されています。

会員に有償で配布された電子証明書の一部である公開鍵は、認証局運用規約とともにインターネット上で世界に対して公開します。誰でも公開鍵を検索し取得することが可能な

ので、会員の特定や行政書士資格の有無を全世界に対して証明する機能を持ちます。

オンライン上の資格制度が確立していない現行の法体系では、無資格者が公然とデータ入力を行い代行送信を業とすることも考えられ、そのことによって申請者である国民の手続的被害が発生する可能性があります。

行政書士という職能者資格を公式に証明できるのは、行政書士登録という行政行為を行える日行連だけです。私たち自身が代理人資格を明示するシステムを構築することは、国民に対する組織責任を貫徹する上で不可欠な事業です。（日本行政より抜粋して掲載）

当時、インターネット行政書士会（IGK、1998年9月行政書士と市民による電子申請、電子行政を考察し提言することを目的として設立された）は、日行連認証局とその発行する証明書を検証する認証局ML（WG代表牟田 学行政書士）を立ち上げ、様々な視点から検証を行った。

認証局の安全性に関しての諸提案、技術だけではなくそれを取り扱う管理者セキュリティ、認証局の責任の明確な記述、証明書利用者の注意義務、個人情報保護などの問題点を提起しているが、それは今日も色褪せたものではなく、益々考慮しなければならない問題となっています。

とくに生年月日という個人情報と、士業者を特定するための情報としての生年月日について、議論がありました。士業者の証明書に何が書かれるべきかということについては、士業団体の全体の利益と士業者個人の個人情報保護との対立面を調整されるものでなければなりません。

今後、各士業において、たとえば鍵長をどの程度以上に設定するかということも技術上は大事ではあるが、こうした士業の登録諸規則との関連を電子空間の特性（大量の情報が個人の意思に関わらず伝播していくという）に合わせて、見直していく必要があるように思えます。

この項で申し上げておきたいことの一つは、電子署名に関しては官側の証明も同様、成りすまし等が行われている可能性に対して、国民が電子署名・電子認証に対する理解や知識が乏しく、無防備に近い状態であれば、これは率直に申し上げて、恐い状態であります。現状、公文書の作成にあたっては、署名又は押印の措置は公文書の真正性の必要条件とされておらず、電子上もそのような処置で公文書が流通すれば、公文書の信頼性は、無いに等しくなります。

そこで、行政側の電子証明書、いわゆる官職証明書の発行が必要とされます。ところが、電子署名法では、公文書情報の真正性の成立については規定していません。府省認証局は、電子政府を構築する屋台骨として位置付けられているが、法制度としては整っていないのが現状であります。

総務省は、「総務省電子署名規定」を訓令（平成14年総務省訓令第12号）として以下のよう

(電子署名)

第三条、電子署名は、モジュラスとなる合成数が一、〇二四ビット以上のRSA方式とし、大臣官房長が指定する認証局システムにより作成された官職署名符号を用いて行うものとする。

また、総務省文書管理規則の改正を行っている。

それでは実際に電子申請を行い、許可などの電子公文書を受け取るにあたり、どのような方法で申請者が確認するのかといえば、法務省商業登記認証局、あるいは公的個人認証サービスを利用するのが前提となります。

これらの行政側の認証局は、はたして広く国民に受け入れられ利用されるかどうか、現時点ではその予測が立たないが、電子申請の本格的稼働により、必要に迫られてある程度の利用は進むのではないかと考えられます。

普及を力強いものにしていくために、ICカード化の費用負担の解決など課題を残しており、仮に普及が進んだとしても、電子署名・電子認証に対する国民や中小企業の理解や対応が適切に行われるかどうかは、課題として残り続けます。(公的個人認証サービスを当初に申請する国民は1000万人と推定しているがこの数字は明確なものとは思えません。)

むしろ電子申請を行い得ない環境の国民や企業、あるいは意思として環境を整えない国民や企業は一定数存在することが予測されます。例えばアメリカでは、意思としてインターネットに接続しない国民が約20%存在するといわれています。

一方、総務省は民間認証局との相互信頼に基く環境が必要であるとして、相互認証の有効性を明確に認めています。土業者団体が、認証局を立ち上げて、総務省ブリッジ認証局と相互認証することは、利用者である土業者の代理申請によりこれらの国民企業を救済出来るばかりではなく、行政電子公文書の改ざんや成りすましを防ぐ「弁」の役割を果たしていくことが可能であります。土業者が、専門家として電子署名・電子認証に対する知識を蓄え、適切な利用を行うことで、国民や企業の電子空間における安全を確保していく役割を持つことは重要といえます。

#### 4. 土業者の認証の今後

こうした社会基盤の一つとして、いくつかの問題点をクリアし、または問題点に配慮をされるなら、土業者が独自認証局を立ち上げ、電子証明書を保有していくのが、スタンダードとなっていくのではないかと考えられます。

その理由はいくつかありますが、二つ挙げるとすれば、一つは政府認証基盤/GPKIとの接続の問題があります。電子申請を提出する土業者側の署名と受け取る官側の署名と

が相互に認証できるものでなければ、電子空間において行政手続きは入り口でそもそも成立しないこととなります。誰が電子窓口に来ているのかわからなければ、その申請書を受け取ることが出来ません。それを解決するためには、相互に認証できる仕組みが必要であり、各省においてそれぞれ行うプロファイルの確認などを避けるために、総務省に設置されたブリッジ認証局 / B C A との接続によって行うこととしています。

電子署名法は、民間認証サービスを行うものの中で、一定の基準を満たすものは、特定認証業務を行うものとして認定するとしています。そしてまた、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について(平成13年4月25日、行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)」において、B C A と接続する民間認証局は特定認証業務を行うことを認定された認証局であると規定しています。また技術的な基準については、「政府認証基盤相互運用仕様書」を満たすと共に、B C A の行う相互認証テストにおける検証を受けなければなりません。

各府省にアクセスするためには、認証局を立ち上げるというばかりではなく、特定認証機関の認定とB C A に接続するための技術的基準を満たし、かつ検証を受けることが必須条件となります。そうでなければ、広範な電子申請を行えないのであります。

さらに、もう一つの理由は、期待を込めて申し上げるのですが、2003年度よりスタートする自治体の公的個人認証サービスにおいて、住民が有効な証明書を保有しているかどうか等の検証を行い得る者として、行政機関と共に、特定認証業務の認定を受けた認証事業者が付け加えられていることを指摘したいと思います。

【イ 署名検証者 1)国の機関 2)地方公共団体の機関 3) 電子署名法第8条に規定する「認定認証事業者」において、同法第2条第3項に規定する「特定認証業務」を行う場合・・・】

パブリックコメントを求めた原案には、この記述はなく、日行連やI G Kもこれに対し意見を送りましたが、その趣旨は電子行政に資するという土業者本来の目的にかなうからであります。

また、土業者は職権で住民票等を自治体から取得する権能を与えられていますが(自治省通達による)、リアル空間において職務上関連する住民票等を取得できのならば、電子上もこれを認められるのは当然のことと思われます。この点については、電子政府・電子自治体構想において具体的な進展は見られていません。

電子上も、住民の個人情報に直接的に触れることの是非については、意見が分かれるところかもしれないが、冒頭述べたように、土業者を積極的に評価し活用するということが、国民の利便に供するものと信じます。

土業者が、申請者 = 住民の有効な証明書を保有しているかどうか検証せずに申請するとすれば、申請後に行政側の検証により、事実が判明しますので、その時間と労力が無駄に



費やされる可能性が高くなります。また、無効な証明書による申請を受け付ける行政側の負担も想像されます。有効な証明書により、適切に申請するという手続きの流れを構築するためには、申請の事前に、代理人士業者によって行われる証明書の確認が有効であります。この検証を行うものとして、特定認証業務を行う認定事業者としての士業認証局が必要になってくるのであります。

現在、公的認証サービス法案骨子によれば、特定認定事業者を検証者として認めていますが、士業に限定した特定認証局の利用者である士業者自身にも、これを認めるべきではないでしょうか。検証の目的は、同上骨子案によれば、

#### (9) 関係者の責務・負担

##### 2)電子証明書のオンライン申請・届出等の電子署名の検証以外の用途への転用の禁止

としています。

特定認証事業を行うのは認証局を設置している士業者団体であります。士業者団体が、オンライン申請を行うわけではなく、その利用者である士業者が申請を行うのであります。検証を必要とするのは、士業者であるのだから検証者として士業者自身も明確に認められるよう法律が制定されることを期待しています。

そしてさらに言を進めさせていただくとすれば、士業認証局の機能は、第一義的には、本人を認証することではありますが、と同時に特定の士業者であることを属性証明することであり、同時にそれは、士業者としての権限の明示に留まらず、個人認証サービスにおける検証を行うことを可能とするような特定の権限を認めるということにも密接に関連しているのであります。

こうした意味で、「認証インフラ」としての士業認証局は、電子行政手続きを行い得るにふさわしい環境整備をしていくことが、今後必要な処置となっていくことと思います。それはまた、国民の信頼を醸成するもう一つの基盤として必要なことでもあります。国家資格者であるという信頼に加えて、安全で優れた認証制度を保有していることが電子空間では要請されているのであります。

このように、電子空間における属性証明の必要性を満たすことが社会経済の活性化に有益であることが理解できるのであります。と同時に電子署名法において属性証明がなされないことで、国家資格者にもかかわらず国家が自ら電子上証明する方法を閉ざしていることは、電子署名の普及や利用に足かせとなっていく可能性が高いと思われます。

一方で、昨年12月26日に発表された厚生労働省の「保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザインの策定について」の中で、医療従事者(医師や看護師など)の認証に対して、積極的に関与していこうという方向も見られます。

## 5. 新日行連認証局の設置と課題

日行連は、昨年度の総会において、新たな認証局の設置～特定認証事業者の認定を受けた認証局の設置を認め、さらにBCAとの接続を行うために必要な作業に入ることを決定致しました。本年3月1日、関係三省(総務・法務・経済産業省)大臣の認定を受けて、新認証局の設置が決まりました。

認証局の目的とするところは、以下のサイトにあります。

<https://www.gyosei.or.jp/ca/ninsyo-1.html>

またCPSについては、以下よりご参照ください。

<https://www.gyosei.or.jp/ca/>

5月27日には、「日本行政書士会連合会認証サービス」として運用を開始し、現在、日行連は、相互認証テストに向けて、BCAとの打ち合わせ段階に入っています。その実現のために、「政府認証基盤相互運用仕様書」を満たすと共に、電子政府・電子自治体において、行政書士がリアル空間と同様に、電子上も代理申請が認められるよう政府汎用システムの中に組み入れられるための活動の展開が必要とされます。

技術的に満たすことは当然ではありますが、相互認証を行う必要があるかどうかの前提が必要であり、その意味では、代理申請スキームが総務省において、明確に確定することが大きな課題となっているかもしれません。

代理申請の技術的・制度的な検討については、経済産業省の意向を受け、「代理申請に関する制度的・技術的課題研究会」において、各士業者が揃って参加し、昨年11月から本年2月までの4回の研究会が開催されました。その後、本年3月に報告書として取りまとめがなされています。以下ニューメディア開発協会のサイトに報告書が掲載されています。  
<http://www.nmda.or.jp/nmda/soc/dairi.html>

話は戻りますが、士業者の電子証明書は他人の生命・財産(営業権なども含めて)とも密接に関わる電子代理申請に供されることから、日行連認証局がとる本人確認の方法は厳格さをさらに必要とされます。つまりその電子証明書を用いて、どのようなことが行われるのかということも厳格性と結びついていなければならないし、逆に簡便な取引行為にまで必要以上の厳格性を附す事は、自由な国民生活の妨げともなってしまいます。

日行連認証局の場合は、利用者は行政書士登録者に限定することはもとより、その方法は、「意思確認」、「実存性の確認」、「利用者の本人確認」、「行政書士資格確認」という審査を行い、申請書への自署実印の押印、利用同意書への自署実印の押印とともに、有効期間3ヵ月以内の印鑑登録証明書、住民票の提出を定めています。さらに日行連行政書士名簿にある氏名、生年月日、事務所所在地との突合を行うとしています。(日本国籍を有しない方には、登録原票記載事項証明書をもって住民票に代える)この有効期間3ヶ月の印鑑登録

証明及び住民票というのが、上記4つの確認と関連して、どのような効果があるのかは、不明確であります。電子証明書発行の審査要件として、この3ヶ月という意味は薄いといえます。交付申請当日もしくはそれに近ければ合理性はあるが、とくに実存性の確認として、郵便物の送付受け取り確認等が本来の実存確認に近いと思われれます。故に電子証明書は、フロッピーディスクに格納して、直接「本人限定受取郵便」を使用して郵送され、申請を受け付けてから、所用期間として15日間以内を予定しています。こうした手続きの厳格さが十分なものであるかどうか、実際の運営の中でさらに検討を加えていく必要があると思われれます。

また、日行連認証局がCPSに定める責任に違反して損害賠償責任を負う場合は、一請求あたり500万円を上限とし、如何なる場合もこの上限を超える請求には応じないとしています。この金額が妥当であるかどうかは、行政書士損害保険との比較や、他の認証局とのそれと同時に、申請者である国民・企業の合意も必要と思われる。

また近い将来、これらの電子証明書は行政書士証票を兼ねたICカード化が予定されているが、一般的なカードの管理以上の、会員による厳格な注意義務が課されるのは当然のことです。

行政書士など士業者は独占的にその業務を行う規定を持っています。

そのことの裏返しとして、守秘義務などがありますが、もうひとつ「正当な理由がなく依頼を拒めない」という規定もあります。行政書士が申請者から電子申請を依頼されたときに、自らを証明する電子証明書を持っていなければ、応ずることはできません。ところが、電子証明書を保持することが義務とされていなければ、正当な理由として依頼を拒むことがあり得るものと思えます。

この点、電子証明書を持たない資格者が電子申請を拒むことの「正当性」を明確にしなければならぬように思われれます。日行連認証局が発行する電子証明書は将来IDカードに格納されて、証票として発行される予定です。電子上もリアル空間においても一枚のカードで用を足せるという便利さであります。

それと同時に電子証明書を保有しない行政書士が半数もいるようであれば、これは制度としておかしいといわざるを得ないのではないかなと思われれます。日行連は、会員行政書士の電子証明書の取得に対して、他士業も同様ではありますが、並々ならぬ努力が必要とされています。

## 6. おわりに

本稿は、電子政府・電子自治体の動向について、あるいはそのものについて述べる場ではないと理解いたしております。一行政書士としては、電子政府・電子自治体の動向についても述べたいところではありますが、それは予稿の期待することではなく、残念なことで

はありますが、別の機会に譲りたいと思います。

代弁する形になりますが、最後に私の我儘をお許し頂けるならば、電子政府・電子自治体を「仕上げ」ていく最終コーナーにあたり、まだ残されている課題を丹念に解決していくことはとても重要であり、利用者国民の強い期待でもありますので、とくに行政手続法との調整の視点等から、いくつかの提起をなさっておられる東京大学宇賀克也教授の論文(ジユリストNO1215 電子化時代の情報と法、「電子化時代の行政と法」)をご紹介します。

防衛庁の情報公開法に基く情報開示請求者のリスト作成問題が、今国会に上程された個人情報保護法案に良い影響か悪い影響か、いずれにしても大きな不安を投げかけています。行政と国民の関係をあらためて見直す機会にもなっています。

電子署名・電子認証の社会への普及と利用にあたっては、法律、制度、審査機関、運用規定、セキュリティーポリシー、作業従事者、利用者、検証者、申請者等…… 様々なシステムと登場人物が出てまいります。

それぞれに対して、各分野の専門家などから丁寧なあるべき姿の模索が続けられるべきだろうと思います。

そのような時に、電子署名・電子認証シンポジウムが、果たす役割は昨年以上のものがあるように思われます。

シンポジウムの成功をご祈念いたします。

#### 参考資料等

- ・ 代理申請の制度的・技術的課題について
  - － 電子申請における代理申請のあり方について －代理申請に関する制度的・技術的課題研究会  
<http://www.nmda.or.jp/nmda/soc/dairi.html>
- ・ 月刊地方自治 「総務省電子署名規定」について  
総務省大臣官房企画課長補佐 阿向泰二郎
- ・ 北海道行政書士会主催・北海道後援  
シンポジウム「本格化する電子政府電子自治体と行政書士」  
「公的個人認証サービスと電子自治体」  
基調講演、東京工業大学教授大山永昭
- ・ 月刊日本行政 318号

- ・ インターネット行政書士協議会(I G K)会員報告  
「日行連認証局の検証結果報告書」
- ・ ジュリストNO1215 電子化時代の情報と法、  
「電子化時代の行政と法」) 東京大学大学院教授宇賀克也

(敬称略)